

平成23年度 国民健康保険税について

美波町国民健康保険の財政は依然として厳しいものの、長引く不況の影響を受けている社会状況を考慮し、2年続けての税率引き上げは見送ることにしましたので、平成23年度の国民健康保険税は税率を据え置いています。

なお、課税限度額については『医療給付費分』と『後期高齢者支援金等分』でそれぞれ1万円、『介護納付金分』で2万円引き上げを行いました。

区	分	平成23年度	平成22年度
医療給付費分 (すべての被保険者の方)	所得割	6.0%	6.0%
	資産割	52.0%	52.0%
	均等割(注1)	21,000円	21,000円
	平等割(注2)	18,000円	18,000円
	課税限度額	510,000円	500,000円
後期高齢者 支援金等分 (すべての被保険者の方)	所得割	2.0%	2.0%
	資産割	13.0%	13.0%
	均等割(注1)	6,500円	6,500円
	平等割(注2)	6,100円	6,100円
	課税限度額	140,000円	130,000円
介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方)	所得割	2.5%	2.5%
	均等割(注1)	10,000円	10,000円
	課税限度額	120,000円	100,000円

注1. 被保険者1人当たりの税額

注2. 被保険者1世帯当たりの税額

※国民健康保険税は、世帯の所得額や人数に応じて均等割と平等割が7割・5割・2割軽減されますが、所得の状況が不明の場合は軽減の適用が受けられないことがありますので、申告がお済みでない方は必ず申告をしてください。

●年度の途中で75歳になられる方（後期高齢者医療制度に移行する方）

7月の本課税の時から、誕生月の前月までの分を計算して課税していますので、75歳になられたことによる変更課税はありません。

※75歳になられて後期高齢者医療制度へ移行する方については、国民健康保険の資格喪失届や後期高齢者医療制度への加入届は必要ありません。

『後期高齢者医療被保険者証』は75歳の誕生日までに郵送されます。

また、国民健康保険の保険証については、有効期限を誕生日の前日までとしておりますので、同じ世帯に他に国民健康保険の加入者がいる場合は有効期限までに新しい『国民健康保険被保険者証』を郵送します。

●国民健康保険に加入されている40～64歳の方

40～64歳の方は「介護保険第2号被保険者」として、医療給付費分と後期高齢者支援金等分に加え、介護納付金分も合わせてひとつの国民健康保険税として納めていただきます。